

鷺宮西中学校区における
義務教育学校設立に係る新校基本計画

～ 子どもたちのより良い教育環境を目指して ～

令和5年9月25日

久喜市教育委員会策定

【 目 次 】

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.	1
2.	学校の適正規模・適正配置・・・・・・・・・・・・・・・・ p.	2
3.	小・中一貫教育の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・ p.	5
4.	義務教育学校設置の意義・・・・・・・・・・・・・・・・ p.	6
5.	鷺宮西中学校区に義務教育学校を設置する目的と経緯・・・ p.	7
6.	鷺宮西中学校区におけるこれまでの検討の経緯・・・・・・・・ p.	8
7.	児童生徒数、学級数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ p.	10
8.	小・中学校の統合に関する基本的な考え方・・・・・・・・ p.	12
	(1) 統合の方針について	
	(2) 小・中学校の統合に向けた考え方について	
	(3) 新校の基本的な事項について	
	(4) 統合による新校のすがた【学校教育目標の方向性など】	
	(5) 統合にあたって配慮すること	
	(6) 統合に向けたスケジュール(案)	
9.	本計画の実施体制について・・・・・・・・・・・・・・・・ p.	17
10.	学校施設の跡地利用の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ p.	19
11.	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.	20

1. はじめに

久喜市教育委員会では、平成25年策定の第1期となる久喜市教育振興基本計画、平成30年策定の第2期久喜市教育振興基本計画において、「未来をひらく心豊かな久喜の人づくり」を基本理念に掲げ、様々な施策に取り組んできました。

また、現在は、「だれもが夢と志をもち みんなで豊かな人生を切り拓く 久喜の教育- no one left behind (誰一人取り残さない) -」を基本理念に掲げた、令和5年度を初年度とする第3期久喜市教育振興基本計画がスタートしたところです。

様々な施策の一つとして、市内小・中学校の児童生徒の減少による小規模化の課題を解消するため、学校の適正規模・適正配置に取り組んでおり、令和3年4月1日には、旧江面第一小学校と旧江面第二小学校を統合して、新たに江面小学校を開校し、令和4年4月1日には、旧菖蒲中学校と旧菖蒲南中学校を統合して、新たに菖蒲中学校を開校いたしました。

そのような中、上内小学校においても、急激な児童減少等による学校の小規模化が進んでいることから、保護者や地域の皆様のご意見や、久喜市立小・中学校学区等審議会の答申をうけ、令和4年4月教育委員会定例会において、上内小学校、鷺宮小学校、鷺宮西中学校の3校を統合した、義務教育学校の設置の方針を決定いたしました。

本計画は、鷺宮西中学校区における義務教育学校の設置に関して、児童生徒の教育環境が整った新しい時代の学びを実現する学校となるよう、その基本的な事項について定めるものです。

2. 学校の適正規模・適正配置

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

一方、本市における現在の児童生徒数は、少子化の影響によりピーク時である昭和59年度の半数近くに減少し、小・中学校の小規模化が進んでいますが、平成28年3月に市が策定した「久喜市人口ビジョン」では、2060年（令和42年）の展望人口を110,359人と見込まれており、今後も児童生徒数の減少が進行するものと考えられます。

このような学校の小規模化は、児童生徒を取り巻く教育環境に様々な影響を及ぼし、児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすいなど、学習や学校生活に課題が生じることが懸念されています。

こうした課題を解決するため、学校規模や配置の適正化を進めることが必要と考え、平成29年1月に「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、取り組んでいます。

また、本市では、総務省が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、市が保有する公共施設の持続的な維持管理を図るため、アセットマネジメントの推進に取り組んでおり、市が保有する公共施設の延べ床面積の約60パーセントを占める学校施設については、建築後30年以上を経過しているものが約85パーセントという状況であり、将来的な維持管理を図るためには、適正規模・適正配置の観点を考慮しつつ、学校施設の統合や長寿命化を検討する必要があります。

- ①多様な人間関係を育むための学習集団を構成できる規模であること。
⇒このことにより、集団の中でルールを学び、社会性を高めるとともに、自らの個性や学力、体力を伸長させることが期待できます。
- ②クラブ活動や部活動等において多様な選択ができる規模であること。
⇒このことにより、希望に応じた活動の保障や、互いに高めあう効果が期待できます。
- ③一定の教職員数の確保が可能な規模であること。
⇒このことにより、教員相互の研修や、校務分掌の適正化を図ることができず。
- ④学校の配置に当たっては、児童生徒の通学距離を考慮すること。
⇒学校の統合または通学区域の変更を行う場合は、通学距離の延長に伴い教育条件が不利になる可能性もあることから、児童生徒の負担面、安全面に考慮した適切な通学条件や通学手段を確保する必要があります。

また、適正規模・適正配置の基準は、前述の基本的な考え方を踏まえ、次のとおりとしています。

【適正規模の基準】

小学校の望ましい規模：12学級から18学級

多様な人間関係を築くことのできるクラス替えが可能である、1学年2学級以上が望ましい。また、1学年1学級であっても相当数の児童数が確保されることが望ましい。

中学校の望ましい規模：9学級から18学級

多様な人間関係を築くことのできるクラス替えが可能であるとともに、部活動の活性化を促し、教科担任制と学習集団の弾力的な編制等の教員確保が可能となる、1学年3学級以上が望ましい。

【適正配置の基準】

小学校の通学距離：概ね3キロメートル以内

中学校の通学距離：概ね5キロメートル以内

ただし、学校の統合等により基準とする通学距離を超える場合は、スクールバス等の通学手段を検討する。

(※通学距離は自宅から学校までの片道の距離)

また、統合後に想定される通学経路において、改善が困難と見込まれる著しい危険がある場合についても、通学手段を検討することができるものとする。

【学校の統合等の検討】

学校の適正規模・適正配置の推進の方策として、学校の規模や配置の適正化に伴う学校の統合や通学区域の見直しは、保護者、地域住民、学校関係者へその必要性を十分に説明し、相互理解を図るとともに、より良い教育環境を整えるための共通の視点をもって検討を進めています。

①通学区域の見直し

通学区域の見直しにあたっては、通学路の安全、通学距離及び隣接校の児童生徒数と地域とのこれまでの関係などに配慮しています。

また、通学区域を見直す際には、保護者や地域住民に対し、その意義と内容を説明し、相互理解を図っています。

②学校の統合

学校の統合を進めるにあたっては、対象校の保護者や地域住民に対し、統合の趣旨、実施方法等について説明し、相互理解を図っています。

なお、統合の手法における基本的な考え方は、次の2点を原則としており、保護者や地域住民の意見を尊重しながら取り組んでいます。

(1) 新たな学校としての設置

「学校の統合」は、原則として対象となる学校の規模（学級数や児童生徒数等）及び創立時からの経過年数に関わらず、対等な関係の統合とします。

また、統合の組み合わせ、学校の位置、学校施設等の状況により、適正規模の基準を維持している学校も統合の対象校とします。

(2) 設置場所

新たな学校は、原則として既存の学校を使用することとします。その際は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、児童生徒の通学距離などを勘案し決定します。なお、児童生徒の通学距離に配慮し、統合の対象とならない隣接校を含めた通学区域の見直しについても、地域住民との協議のもとに検討します。

3. 小・中一貫教育の取り組み

本市では、義務教育の9年間を一体的に捉え、小・中学校9年間の学び（学習面）と育ち（生活面）の連続性を重視した、小・中一貫教育を推進しており、各中学校区単位で取り組んでいます。

具体的には、教育課程を各中学校区内で共有し、小学生の一部教科において、中学校教員による専門性を活かした指導を行い、情報交換や相互理解を深める教科指導の充実を図っています。早い時期から担任以外の教員と関わることで、児童生徒を多面的に捉えることができ、一人ひとりの持っている可能性や能力を最大限に伸ばす教育に取り組んでいます。

また、次代を担う児童生徒が社会で活躍していくためには、周囲の人々と望ましい人間関係を形成し、社会と関わる力の育成、すなわち社会性を育成することが重要です。しかし、家庭・地域における社会性育成機能が低下しているとともに、多様な人間関係の中で、関わりを持つ機会が減り、社会性が生まれにくくなっている現状があります。そのようなことから、小学生の中学校部活動体験や中学生吹奏楽部による小学校を訪問する演奏の披露、サマースクールなど各中学校区単位で小・中学生が一堂に会する学校行事に取り組んでいます。また、大規模な災害を想定した小・中合同引き渡し訓練にも取り組んでいます。

今後も引き続き、これまでの取り組みにおける成果等を生かしながら、小・中一貫教育の更なる推進に向けて取り組んでいきます。

4. 義務教育学校設置の意義

(1) 義務教育学校とは

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小学校、中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行うことを趣旨として、学校教育法の改正により、平成28年4月から設置できることになった新たな学校種で、令和3年度までに、全国に151校設置されています。

義務教育学校では、現行の小学1年生から6年生を「前期課程」、中学1年生から3年生までを「後期課程」として区切り、学年の呼称は全学年を通して、1年生から9年生となります。また、学習等の指導面については、1年生から4年生を「基礎・基本期」、5年生から7年生を「習熟・接続期」、8年生から9年生を「充実・発展期」として、9年間を見通したカリキュラムを組みます。



(2) 義務教育学校に期待する効果

- 義務教育の9年間を見通した柔軟な教育課程を編成することができます。
- 中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、いわゆる「中一ギャップ」の軽減を図ることができます。
- 小学校の高学年にあたる5年生から教科担任制の導入が容易になり、よりきめ細かい専門性の高い授業が実現します。
- 1年生から9年生までの異学年交流が容易になり、より多様性のある学校集団を形成することができます。
- すべての児童生徒が、いつでもどこでも誰とでも学べる学習体制の充実を図ることができます。
- 9学年合同の学校行事や地域と学校の一体的な活動による豊かな人間性・共感力の育成を図ることができます。
- 9年間のつながりを生かし、ICTを活用した相談・支援体制の充実を図ることができます。
- 教科横断的な学びの充実とICT教育の更なる推進、地域・企業等の連携による他者と協働しながら新たな価値を創造する力が育成されます。

5. 鷺宮西中学校区に義務教育学校を設置する目的と経緯

(1) 義務教育学校を設置する目的

上内小学校の急激な児童数減少による学校の小規模化という課題への対応を機に、鷺宮西中学校区における小・中一貫教育の更なる推進、上内小学校、鷺宮小学校、鷺宮西中学校の3校の距離が近く、統合した場合の通学上の課題が生じにくいという適正配置の観点、統合による児童生徒数が約450人で1学年2学級となり、一定の児童生徒数が確保できるという適正規模の観点などを総合的に勘案し、これら課題の解消や教育環境の更なる充実を図るため、鷺宮西中学校区に義務教育学校を設置することといたしました。

(2) 義務教育学校の設置方針決定の経緯

上内小学校の急激な児童数減少による学校の小規模化という課題を解消するため、平成29年5月24日付けで、久喜市立小・中学校学区等審議会に「久喜市立上内小学校の小規模化に伴う学校統廃合等の検討について」を諮問するとともに、関係学校の保護者や地域の方々を対象に説明会等を行ってきました。

久喜市立小・中学校学区等審議会において、説明会等の報告内容や小・中一貫教育の推進、学校の適正規模・適正配置、新たな学校種である義務教育学校の趣旨等を勘案し、学校統廃合等の審議をしていただいたところ、令和4年3月11日付けで「久喜市立上内小学校は、久喜市立鷺宮小学校及び久喜市立鷺宮西中学校と統合し、統合による新たな義務教育学校を現在の久喜市立鷺宮西中学校の位置に開校することが望ましい」旨の答申がなされました。

そして、本答申を受け、令和4年4月21日に開催いたしました、久喜市教育委員会令和4年4月定例会において、上内小学校、鷺宮小学校、鷺宮西中学校の3校を統合し、現在の鷺宮西中学校の位置に新たに義務教育学校を設置する方針を決定いたしました。

6. 鷺宮西中学校区におけるこれまでの検討の経緯

久喜市立上内小学校については、令和3年度から複式学級の編制が見込まれるなど、著しい小規模化による児童への影響が生じているほか、学校運営上の課題が大きく、小規模校のメリットを生かすにも限度がある状況です。

このようなことから、教育委員会では、一定の児童数を確保するために、同校に関して学校統廃合等の検討を進めてきました。その経緯は次のとおりです。

年 月 日	内 容
H29.5.24	久喜市立小・中学校学区等審議会に対し、久喜市立上内小学校を含む市内小・中学校4校について、学校統廃合等の検討をすることについて諮問する。
H29.12.10	保護者、地域住民を対象とした説明会を開始する。（※学校統廃合等の検討について、令和4年8月31日までに合計26回の説明会等を実施。）
R2.12.9	上内小学校PTA会長及び保護者一同から、「上内小学校の統廃合及び小規模化の問題に関する要望書」が提出される。
R3.3.5	令和2年度第3回久喜市立小・中学校学区等審議会において、久喜市立上内小学校の休校措置等について諮問し、「久喜市立上内小学校を令和4年4月から休校とし、上内小学校の児童が鷺宮小学校に通学できるよう対応することが望ましい」との答申書が提出される。
R3.4.22	教育委員会令和3年4月定例会において、「令和4年4月から上内小学校を休校とし、同校の児童は鷺宮小学校へ通学する」方針を決定する。
R3.10.30	上内小学校及び鷺宮小学校の保護者等を対象に、「鷺宮西中学校区における望ましい学校のあり方について」と題して、説明会を実施する。
R3.12.3	鷺宮西中学校区における望ましい学校のあり方について、鷺宮西中学校区の小・中学校の児童生徒の保護者にアンケートを実施し、集計する。鷺宮西中学校保護者のうち回答者の80.0%、上内小学校保護者のうち回答者の100%、鷺宮小学校保護者のうち回答者の85.8%、全体では、回答者の85.8%が「義務教育学校が望ましい。」または「どちらかといえば、義務教育学校が望ましい。」と回答される。
R4.3.11	令和3年度第4回久喜市立小・中学校学区等審議会において、「久喜市立上内小学校は、久喜市立鷺宮小学校及び久喜市立

	鷺宮西中学校と統合し、令和7年（2025年）4月に、統合による新たな義務教育学校を現在の久喜市立鷺宮西中学校の位置に開校することが望ましい」との答申書が提出される。
R4.4.21	久喜市教育委員会令和4年4月定例会において、久喜市立上内小学校の小規模化に伴う統廃合等について、方針を決定する。統合の時期は、令和7年（2025年）4月1日を目途とし、統合による新たな学校の位置は、現在の久喜市立鷺宮西中学校の位置とする。
R4.6.28	「鷺宮西中学校区における義務教育学校設立準備委員会（以下、「準備委員会」という。）を設置する。 準備委員会委員20名に対して、委嘱書等の交付を行う。 また、第1回会議を開催。以降、適宜会議を開催し、新校の基本的事項について検討を進める。
R4.10.24	久喜市教育委員会令和4年10月定例会において、鷺宮西中学校区における義務教育学校の施設整備方針（案）が可決される。 あわせて、開校予定時期を令和8年4月1日に見直す方針が可決される。
R4.10.31	<u>市議会全員協議会において、義務教育学校の開校予定時期について、令和8年4月1日の開校を目途にすることを報告する。</u>
R4.11.18	準備委員会第3回会議を開催。新校の名称案について、 く き し り つ わ し の み や に し し ょ う ち ゅ う が っ こ う 「久喜市立鷺宮西小中学校」に決定する。
R5.2.20	準備委員会第4回会議を開催。義務教育学校の教育理念及び学校教育目標案を決定する。
R5.8.18	準備委員会で慎重に審議のうえ、第5回会議において、本計画（案）を承認する。

7. 児童生徒数、学級数の推移

(1) 児童生徒数、学級数の推移

久喜市立上内小学校では、学校の小規模化が顕著となっており、令和3年度から複式学級の編制が見込まれるなど、児童数の著しい減少が見られ、今後についても、児童数や学級数の増加は見込まれない状況です。

一方、久喜市立鷲宮小学校及び久喜市立鷲宮西中学校については、児童生徒数は概ね横ばいの傾向となっており、今後も1学年2学級の状況が継続するものと見込まれています。

【久喜市立鷲宮小学校】

年度	R4		R5		R6		R7		R8	
	児童数 (人)	通常 学級数								
1年	46	2	49	2	50	2	43	2	47	2
2年	53	2	46	2	49	2	50	2	43	2
3年	50	2	53	2	46	2	49	2	50	2
4年	44	2	47	2	53	2	46	2	49	2
5年	60	2	45	2	47	2	53	2	46	2
6年	61	2	60	2	45	2	47	2	53	2
合計	314	12	300	12	290	12	288	12	288	12

【久喜市立上内小学校】（令和4年4月から休校）

年度	R4		R5		R6		R7		R8	
	児童数 (人)	通常 学級数								
1年	休校中									
2年										
3年										
4年										
5年										
6年										
合計										

【久喜市立鷺宮西中学校】

年度	R4		R5		R6		R7		R8	
学年	生徒数 (人)	通 常 学級数								
1年	50	2	61	2	60	2	45	2	47	2
2年	61	2	50	2	61	2	60	2	45	2
3年	49	2	61	2	50	2	61	2	60	2
合計	160	6	172	6	171	6	166	6	152	6

【統合後の新校】鷺宮小と鷺宮西中における見込み児童生徒数を合計したもの

年度	R8		R9		R10		R11	
学年	児童 生徒数 (人)	通 常 学級数						
1年	47	2	34	1	28	1	42	2
2年	43	2	47	2	34	1	28	1
3年	50	2	43	2	47	2	34	1
4年	49	2	50	2	43	2	47	2
5年	46	2	49	2	50	2	43	2
6年	53	2	46	2	49	2	50	2
7年	47	2	53	2	46	2	49	2
8年	45	2	47	2	53	2	46	2
9年	60	2	45	2	47	2	53	2
合計	440	18	414	17	397	16	392	16

※令和4年5月1日の実績及び令和5年5月1日現在の在籍児童生徒数及び住民基本台帳を参照とした見込み数。

学級数は、令和5年度までは通常学級の数。令和6年度以降は、全児童生徒が通常学級の場合とし、1年生から6年生までの前期課程は1学級35人編制、後期課程は7年生が1学級38人編制、8・9年生が1学級40人編制。

久喜市立上内小学校、久喜市立鷺宮小学校及び久喜市立鷺宮西中学校を統合することによって、学校全体の学級数は22学級（※通常学級18学級、特別支援学級4学級の合計）となり、一定の児童生徒数を確保できる学校となります。

8. 小・中学校の統合に関する基本的な考え方

(1) 統合の方針について

久喜市立上内小学校では、小規模化により子どもたちの教育活動における課題が生じることが懸念されていることから、子どもたちの教育環境の充実を図るため、次のとおり学校統廃合を実施します。

【統合等の方策】

久喜市立上内小学校、久喜市立鷲宮小学校及び久喜市立鷲宮西中学校を統合し、統合による新たな義務教育学校を設置する。

【統合の時期】

令和8年（2026年）4月の開校を目標に義務教育学校を新設する。

【統合による新たな学校の位置等】

現在の久喜市立鷲宮西中学校の位置（久喜市上内1797番地）とし、同校の施設を活用する。

（※令和4年4月21日 久喜市教育委員会において方針決定）

(2) 小・中学校の統合に向けた考え方について

久喜市立上内小学校、久喜市立鷲宮小学校及び久喜市立鷲宮西中学校の統合にあたって、教育委員会では、久喜市立小・中学校学区等審議会からの答申も踏まえ、次の考え方に基づいて対応してまいります。

- 児童生徒の将来を見据えたときに、より多くの児童生徒と触れ合うことを通して、多様な人間関係を築き、切磋琢磨しながら成長できる、望ましい教育環境を整えます。
- 多様な教育活動の実践や学校施設等の整備により、児童生徒の教育環境の充実を図ります。
- 児童生徒の通学については、通学路の安全対策を実施するなど、通学時の安全性を確保できるようにします。
- 久喜市立上内小学校及び久喜市立鷲宮小学校を廃止した後の施設や跡地については、地域の実情を考慮しつつ、速やかに具体的な検討を進めます。

(3) 新校の基本的な事項について

①新校の名称について

準備委員会で慎重に審議した結果、名称は次のとおりとする考えです。

『(仮称) 久喜市立 わしのみやにししょうちゅうがっこう 鷲宮西小中学校』

これは、3校の沿革や地域性、児童生徒や保護者の意見を踏まえたものです。

②通学区域について

新校の通学区域については、統合に関わる現在の久喜市立上内小学校、久喜市立鷲宮小学校及び久喜市立鷲宮西中学校の通学区域とすることについて、久喜市立小・中学校学区等審議会に諮問します。

③通学方法について

児童生徒、保護者及び地域住民など関係者の意見を伺いながら、準備委員会で協議のうえ決定します。

④新校の校章について

児童生徒、保護者及び地域住民など関係者の意見を伺いながら、準備委員会で協議のうえ決定します。

⑤新校の校歌について

児童生徒、保護者及び地域住民など関係者の意見を伺いながら、準備委員会で協議のうえ決定します。

⑥新校の制服等について

児童生徒や保護者など関係者の意見を伺いながら、準備委員会で協議のうえ決定します。

なお、基本的な考え方として、次の3点に基づき検討を進めます。

■制服については、開校時の7年生から多様性に配慮した新しいデザインの制服とする。

■ジャージ・体操着については、前期課程、後期課程で統一し、開校時の1年生から新しいジャージ・体操着に改める。

■シューズ(上履き、体育館履き)については、前期課程、後期課程共に現在のシューズを引き続き使用する。

⑦新校の施設について

前述の方針のとおり、現在の久喜市立鷲宮西中学校の施設を活用します。教育委員会では、統合に向けて、現在の同校の施設を十分に精査したうえで、

「鷲宮西中学校区における義務教育学校の施設整備方針」に沿って、計画的に整備を実施してまいります。

(4) 統合による新校のすがた【学校教育目標の方向性など】

統合による新校では、本市の教育行政を推進するうえでの基本理念である、「だれもが夢と志をもち みんなで豊かな人生を切り拓く 久喜の教育- no one left behind (誰一人取り残さない) -」の実現を図るとともに、3校の学校教育目標等を踏まえながら、3校のこれまでの伝統や理念を受け継いで、次のような目標を掲げてまいります。

○新校の「教育理念・学校教育目標」について

- ・教育理念：「郷土である鷲宮を愛し 志を高くもち 自他を尊重する心を大切にしながら 新しい価値観を創造できる児童生徒を育てます」
- ・学校教育目標：何事にも主体的に取り組む児童生徒
幸福感をもち健康的な生活をする児童生徒
仲間と協力して未来を築く児童生徒

この「教育理念・学校教育目標」に基づき、学校経営方針の素案、教育計画等を具体的に検討してまいります。

(5) 統合にあたって配慮すること

①統合前における児童生徒の交流について

統合により、対象校の児童生徒が戸惑うことのないよう、統合までの間に次のような取り組みを通して、出来る限り多くの交流機会を設けます。

- ・学校行事の合同実施及び交流活動
大規模な災害を想定した小中合同引き渡し訓練や小・中学生の交流活動等を行います。
- ・ICTを活用する環境整備
ICTを活用する環境を整え、「久喜市版未来の教室」を実施し、紙と黒板中心の学びから、タブレットPC端末などを文房具として活用し、多様な学びが展開されていく教育環境を整えます。

②統合による環境変化への配慮

統合前後の学校生活の環境変化に対して児童生徒が不安を感じることはないよう、教育委員会では、次のような対応によって、出来る限り配慮してまいります。

- ・相談員、スクールカウンセラーによる相談体制の充実
児童生徒が新たな環境に慣れるまでの間、相談員やスクールカウンセラー

による相談対応を重点的に行います。

• **いじめ等への対応**

新たな環境における児童生徒の人間関係等のトラブルに対しては、学校、教育委員会、関係機関などが一体となって、速やかな対応に努めます。

③関係学校の保護者等の交流について

統合にあたって、PTAの運営や、保護者や地域住民同士の交流が円滑となるよう、統合までの間に次のような取り組みを行います。

• **オープン参観の実施**

両校における今後のオープン参観には、両校の保護者等が相互に参観できるようにします。

• **PTA等を通じた保護者の交流**

関係学校のPTAが主体となって、統合に向けてPTA活動の内容や規約のすり合わせを図るほか、保護者同士の交流機会を適宜設けます。

• **地域行事を通じた交流**

鷲宮地区「人権のつどい」など様々な地域行事のなかで、両校の生徒や地域住民等の交流をこれまで以上に図っていきます。

(6) 統合に向けたスケジュール（案）

時 期	概 要
令和4年 6月28日	準備委員会の第1回会議を開催 委員長・副委員長を選出したほか、専門部会を設置する。
令和4年 10月24日	久喜市教育委員会定例会において、「鷲宮西中学校区における義務教育学校の施設整備方針」が可決される。
令和4年 10月31日	市議会全員協議会において、義務教育学校の開校予定時期について、令和8年4月1日の開校を目途にすることを報告する。
令和4年 11月18日	準備委員会の第3回会議を開催し、新校の名称案を決定する。
令和5年 9月25日	久喜市教育委員会定例会において次の議案を審議する。 ・新校基本計画
令和7年 2月	市議会に対し、新校の名称、位置に関して、久喜市立学校設置条例の一部改正に関する条例案を上程する。
令和7年 3月	久喜市立学校設置条例の一部改正に関する条例が議決される。 (※市議会の賛成多数で議決された場合) 統合時期、新校の名称及び位置について正式に決定され

	る。
令和8年 1月～3月	閉校記念事業及び閉校式を実施する。 教育課程や行事計画等を決定し、備品や図書等を移動する。
令和8年 4月	新校開校（1日）／ 開校式（10日前後）

9. 本計画の実施体制について

本計画は、次の組織や関係機関が一丸となって連携し、児童生徒にとってより良い教育環境を整えるため、個々の事項について十分に協議・検討を進めるほか、各種施策を実施し、実現を図っていきます。

【教育委員会事務局】

久喜市教育委員会教育部学務課 小・中学校再編係

【市関係課】

総合政策部アセットマネジメント推進課、市民部市民生活課、同交通企画課
健康スポーツ部スポーツ振興課、子ども未来部保育課、
環境経済部環境課、同資源循環推進課、上下水道部下水道施設課、鷺宮総合支
所総務管理課、建設部建設管理課、同道路建設課、同道路河川課、同都市計画
課、同建築審査課、農業委員会事務局、
教育委員会教育部教育総務課、同指導課、同学校給食課、同生涯学習課

【鷺宮西中学校区における義務教育学校設立準備委員会】

○委員数 20人

○任期 令和4年6月28日～令和7年3月31日

○委員の構成

・関係学校の保護者 8人

《鷺宮西中学校4人、鷺宮小学校4人》

・関係学校区の地域住民 4人

・関係学校の教職員 4人

《鷺宮西中学校長、教頭並びに鷺宮小学校長、教頭》

・関係学校の学校運営協議会委員 2人

《鷺宮西中学校1人、鷺宮小学校1人》

・その他教育委員会が必要と認める者（学識経験者） 2人

○委員長及び副委員長

委員長：相澤勝寿氏

副委員長：増田晴一氏

○専門部会

総務部会《6人、部会長：増田晴一委員》

学校運営部会《7人、部会長：門井五雄委員》

通学・PTA部会《7人、部会長：柴木健之委員》

○これまでの会議

令和4年 6月28日 第1回会議

令和4年 8月24日 第2回会議

令和4年11月18日 第3回会議

令和5年 2月20日 第4回会議

令和5年 8月18日 第5回会議

その他、令和4年7月から令和5年1月にかけて、各専門部会を3回ないし4回開催。

○協議事項

- ①新校の名称、校歌及び校章に関する事
- ②新校の設置にかかる基本的な計画及びスケジュールに関する事
- ③通学方法、通学路その他の生徒の通学に関する事
- ④教育計画、学校経営方針、行事計画その他の学校運営に関する事
- ⑤防災及び警備計画並びにその組織に関する事
- ⑥学校の設備及び備品の整備等に関する事
- ⑦PTA、学校運営協議会その他の学校関係組織に関する事
- ⑧学校の閉校及び新校の開校に伴う記念事業に関する事
- ⑨その他学校統廃合及び新校の開校に関して必要な事項に関する事

○その他

- ・準備委員会の会議（専門部会を含む）は、原則公開としています。
- ・準備委員会の協議経過や決定事項は「鷺宮西中学校区義務教育学校統合だより（久喜市教育委員会発行）」により、関係学校の保護者や地域住民に周知を図っているほか、市ホームページに関連記事を掲載しています。
- ・準備委員会の設置根拠
「久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱」
（平成31年久喜市教育委員会告示第14号、同年3月19日公布）

【その他の関係機関等】

○統合対象校

（久喜市立上内小学校、久喜市立鷺宮小学校、久喜市立鷺宮西中学校）

○PTA（鷺宮小学校、鷺宮西中学校）

○学校運営協議会（鷺宮小学校、鷺宮西中学校）

○埼玉県杉戸県土整備事務所（県道の安全対策等）

○埼玉県警察久喜警察署（交通規制・安全対策）

10. 学校施設の跡地利用の方向性

久喜市立上内小学校及び久喜市立鷲宮小学校並びに久喜市立鷲宮西中学校については、統合に伴い、令和8年3月31日をもって、廃止となる予定です。

その後の施設や跡地の利用については、「久喜市アセットマネジメント推進本部」（担当課：総合政策部アセットマネジメント推進課）を設置しており、全庁的な体制で検討を進めます。

11. その他

【久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱】

久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱

平成31年久喜市教育委員会告示第14号

(設置)

第1条 久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置を推進し、もって学校教育の充実を図ることを目的として行う学校統廃合に伴って新たに設置する学校（以下「新校」という。）に関する基本的な事項について検討するとともに、新校の開校準備を円滑に行うため、新校設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、新校について次に掲げる事項を協議及び検討し、その結果を久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 名称、校歌及び校章に関すること。
- (2) 新校の設置にかかる基本的な計画及びスケジュールに関すること。
- (3) 通学方法、通学路、通学班その他の児童生徒の通学に関すること。
- (4) 教育計画、学校経営方針、行事計画その他の学校運営に関すること。
- (5) 防災及び警備計画並びにその組織に関すること。
- (6) 学校の設備及び備品の整備等に関すること。
- (7) P T A、学校運営協議会その他の学校関係組織に関すること。
- (8) 学校の閉校及び新校の開校に伴う記念事業に関すること。
- (9) その他学校統廃合及び新校の開校に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校統廃合の対象となる学校（以下「関係学校」という。）に通学する児童生徒の保護者
- (2) 関係学校の通学区域内に居住する者
- (3) 関係学校の長及び教職員
- (4) 関係学校の学校運営協議会の委員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から新校を開校する日の前日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(準備委員会の会議)

第6条 準備委員会の会議（以下この条及び次条において単に「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第7条 会議の傍聴については、久喜市教育委員会傍聴人規則（平成22年久喜市教育委員会規則第3号、以下「傍聴人規則」という。）の規定の例による。この場合において、同規則の規定中「教育長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第8条 準備委員会は、第2条各号に掲げる事項の調査検討を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会の委員（以下「専門部会員」という。）の任期は、委員長の指名のあった日から新校を開校する日の前日までとする。

4 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、委員長が準備委員会に諮った上で指名する者を充てるものとする。

5 部会長は、専門部会を代表し、会務を総括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

8 専門部会の会議は、専門部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

9 議事は、出席専門部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会員以外の者を専門部会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

11 専門部会の会議は、公開とする。ただし、専門部会長が必要と認める場合は、専門部会の会議に諮った上で公開しないことができる。

12 部会長は、当該専門部会での調査検討の結果を準備委員会へ報告するものとする。

13 専門部会の会議の傍聴については、傍聴人規則の規定の例による。この場合において、同規則の規定中「教育長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 準備委員会の庶務は、教育部学務課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が準備委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。 ※平成31年3月19日公布

【鷺宮西中学校区における義務教育学校設立準備委員会 委員名簿】

※任期：令和4年6月28日～令和7年3月31日

委員氏名	選任区分	専門部会	備考
柴木 健之	児童生徒保護者	通学・PTA部会長	鷺宮西中PTA
小島 由美	児童生徒保護者	学校運営部会	鷺宮西中PTA
浅沼 亜希 ※～R5.6.30	児童生徒保護者	総務部会	鷺宮西中PTA
小幡 梓 ※R5.8.22～	児童生徒保護者	総務部会	鷺宮西中PTA
矢野 学	児童生徒保護者	学校運営部会	鷺宮西中PTA
奥貫 久美子	児童生徒保護者	通学・PTA部会	鷺宮小PTA
高松 まりえ	児童生徒保護者	通学・PTA部会	鷺宮小PTA
戸張 まゆみ	児童生徒保護者	学校運営部会	鷺宮小PTA
細井 司	児童生徒保護者	総務部会	鷺宮小PTA
高橋 和雄	学校区住民	学校運営部会	鷺宮第2区区長
小熊 秀之	学校区住民	通学・PTA部会	鷺宮第15区区長
足立 節子	学校区住民	通学・PTA部会	鷺宮第31区区長
加茂谷 博子	学校区住民	総務部会	鷺宮第36区区長
門井 五雄	学校教職員	学校運営部会長	鷺宮西中校長
矢島 俊	学校教職員	通学・PTA副部会長	鷺宮西中教頭
白石 二三恵	学校教職員	総務副部会長	鷺宮小校長
渡辺 健司	学校教職員	学校運営副部会長	鷺宮小教頭
才木 良治	学校運営協議会委員	通学・PTA部会	鷺宮西中
佐伯 慶子	学校運営協議会委員	総務部会	鷺宮小
増田 晴一	学識経験者	総務部会長	副委員長
相澤 勝寿	学識経験者	学校運営部会	委員長

(敬称略／選任区分順／同一区分内は選出母体からの推薦順)

【久喜市立小・中学校学区等審議会 答申書（写）】

久学審第9号

令和4年3月11日

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫 様

久喜市立小・中学校学区等審議会
会長 山本 千恵子

久喜市立小・中学校の統廃合等の検討について（答申）

平成29年5月24日付け久教学第293号において諮問のあった標記の件について慎重に審議を行った結果、(3)久喜市立上内小学校の小規模化に伴う学校統廃合等の検討について、下記のとおり答申します。

記

久喜市立上内小学校では、小規模校の特性を生かした教育活動を実践していますが、児童数の減少に伴って、令和4年4月から同校を休校とし、同校の児童は久喜市立鷲宮小学校へ通学する方針が、久喜市教育委員会令和3年4月定例会において可決されております。

こうした中、子どもたちの将来を見据えますと、より多くの子どもたちと触れ合うことを通して、多様な人間関係を築き、切磋琢磨しながら成長できる教育環境が望ましく、教職員の配置という観点からも、多くの教員から指導を受ける機会が確保できるよう、学校統廃合を実施することが適当であると考えます。

また、統廃合にあたっては、関係する学区が小中一貫教育を推進するための恵まれた環境にあることを鑑みて、義務教育学校を新設することが適当であると考えます。

つきましては、久喜市立上内小学校は、久喜市立鷲宮小学校及び久喜市立鷲宮西中学校と統合し、令和7年（2025年）4月に、統合による新たな義務教育学校を現在の久喜市立鷲宮西中学校の位置に開校することが望ましいと考えます。

附帯意見

学校統廃合の実施にあたっては、関係学校の保護者や地域住民の意見に十分配慮しながら、多様な教育活動の実践や学校施設の整備等により、子どもたちの教育環境の充実を図るとともに、通学時の安全性を確保するよう要望します。

また、廃止後の学校施設及び跡地の活用については、地域の実情を考慮しつつ、久喜市として全庁的に連携を図りながら、速やかに具体的な検討を進めるよう要望します。



鷺宮西中学校区における
義務教育学校設立に係る新校基本計画

令和5年9月25日
久喜市教育委員会